

議案第 30 号

平成 26 年第 3 回輪島市議会定例会提出予定案件について

輪島市議会の議決を経るべき事件として、輪島市長が、別紙の教育に関する事務に係る歳出補正予算案を平成 26 年第 3 回輪島市議会定例会に提出することについて、承認を求める。

平成 26 年 8 月 22 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、輪島市長が、教育に関する事務に係る予算案を輪島市議会に提出しようとする場合においてその案を作成するときは、輪島市教育委員会の意見を聴かなければならないため。

歳出補正予算 (案)

課名	事業名	説明	金額
庶務課	一般経費	旧南志見中学校敷地測量等	4,000千円
	輪島中学校建設事業費	旧松陵中学校校舎等解体工事	150,000千円
学校教育課	課題発見力育成事業費	児童が新たな課題を見いだす力(課題発見力)の育成に向けた指導方法の研究等 推進校: 門前東小(H25・H26)	200千円
生涯学習課	峨山道トレイルランニング準備委員会助成金	平成27年5月16日・17日開催予定の峨山道トレイルランニングの準備に係る経費を補助 交付先: 峨山道トレイルランニング準備委員会	2,000千円
	体育施設管理費	マリントウン競技場クラック補修工事 ソフトボール場簡易フェンス設置	1,500千円
文化課	天然記念物保護対策事業費	市指定天然記念物「南志見住吉神社の松」保護対策補助 交付先: 南志見住吉神社	508千円
合計			158,208千円

議案第 31 号

平成 26 年第 3 回輪島市議会定例会提出予定案件について

輪島市議会の議決を経るべき事件として、輪島市長が、別紙の教育に関する事務に係る条例の一部改正案を平成 26 年 3 回輪島市議会定例会に提出することについて、承認を求める。

平成 26 年 8 月 22 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、輪島市長が、教育に関する事務に係る条例案を輪島市議会に提出しようとする場合においてその案を作成するときは、輪島市教育委員会の意見を聴かなければならないため。

別紙

輪島市体育施設条例の一部を改正する条例(案)

輪島市体育施設条例(平成20年輪島市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条中第16号を第17号とし、第3号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 輪島市マリントウン競技場

第9条第1項中「又は輪島市マリントウン競技場」を削る。

別表第2の2 輪島市マリントウン競技場使用料の表を削る。

別表第2中「1 輪島市鳳至体育センター使用料」を「輪島市鳳至体育センター使用料」に改める。

別表第3中「15 輪島市門前グラウンドゴルフ場利用料金」を「16 輪島市門前グラウンドゴルフ場利用料金」に、「14 輪島市門前多目的体育館利用料金」を「15 輪島市門前多目的体育館利用料金」に、「13 輪島市門前武道館利用料金」を「14 輪島市門前武道館利用料金」に、「12 輪島市門前ゲートボール場利用料金」を「13

輪島市門前ゲートボール場利用料金」に、「11 輪島市門前テニスコート利用料金」を「12 輪島市門前テニスコート利用料金」に、「10 輪島市門前健民体育館利用料金」を「11 輪島市門前健民体育館利用料金」に、「9 輪島市門前簡易グラウンド利用料金」を「10 輪島市門前簡易グラウンド利用料金」に、「8 輪島市門前野球場利用料金」を「9 輪島市門前野球場利用料金」に、「7 輪島市町野グラウンドゴルフ場利用料金」を「8 輪島市町野グラウンドゴルフ場利用料金」に、「6 輪島市町野ゲートボール場利用料金」を「7 輪島市町野ゲートボール場利用料金」に、

「5

輪島市町野野球場利用料金」を「6 輪島市町野野球場利用料金」に、「4 石川県輪島水泳プール及び輪島市町野水泳プール利用料金」を「5 石川県輪島水泳プール及び輪島市町野水泳プール利用料金」に、「3 輪島市町野テニスコート利用料金」を「4 輪島市町野テニスコート利用料金」に改める。

別表第3の2 輪島市輪島野球場利用料金の表の次に次のように加える。

3 輪島市マリンタウン競技場利用料金

(1) 競技場利用料金

区分				1時間当たり
アマチュアスポーツに利用	個人(1人につき)	高校生以下		無料
		一般		50円
	団体	高校生以下	トラック	無料
			フィールド	無料
		一般	トラック	410円
			フィールド	620円
アマチュアスポーツ以外に利用	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合			5,140円
	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合			25,710円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 2 市に住所を有しない者(高校生以下を除く。)が利用する場合の利用料金は、この表に掲げる利用料金に当該利用料金の50パーセントに相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を加算した

額とする。

3 市に住所を有しない高校生以下の者が利用する場合の利用料金は、この表に掲げる一般の利用料金とする。

4 フィールド半面利用の場合は、利用料金を半額とする。

(2) 電気設備利用料金

設備の名称	利用区分	単位	金額
夜間照明設備	全灯	1 時間	930 円
	70 パーセント以下点灯	1 時間	620 円

備考

- 1 利用時間が利用区分ごとに定められている時間に満たないときは、当該利用区分ごとに定められている時間を利用したものとする。
- 2 市に住所を有する高校生以下の者が利用する場合は、無料とする。
- 3 フィールド半面利用の場合は、利用料金を半額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の輪島市体育施設条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の輪島市体育施設条例の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例による改正後の別表第 3 の 3 の規定は、この条例の施行の日以後の輪島市マリンタウン競技場の利用に係る利用料金について適用する。

提案理由

輪島市マリントウン競技場について、指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制度を導入し、当該施設の適正かつ効率的な運営を図るため。

議案第 32 号

平成 26 年第 3 回輪島市議会定例会提出予定案件について

輪島市議会の議決を経るべき事件として、輪島市長が、別添の教育に関する事務に係る平成 25 年度一般会計歳出決算案を平成 26 年第 3 回輪島市議会定例会に提出することについて、承認を求める。

平成 26 年 8 月 22 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、輪島市長が、教育に関する事務に係る決算案を輪島市議会に提出しようとする場合においてその案を作成するときは、輪島市教育委員会の意見を聴かなければならないため。